

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18、19 条) 令和 5 年 5 月改正

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(※ 1) 中東呼吸器症候群 (※ 2) 特定鳥インフルエンザ (※ 3) 新型インフルエンザ等感染症・指定感染症 及び 新感染症 (※ 4)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (※ 5)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (※ 6)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 <条件によっては出席停止の措置が考えられるもの> 溶連菌感染症 A 型肝炎、B 型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	

※ 1・・・病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。

※ 2・・・病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。

※ 3・・・感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。

※ 4・・・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。

※ 5・・・特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く

※ 6・・・病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。